



鳥取県公報

平成 27 年 7 月 7 日 (火)
第 8 7 1 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (482) (福祉保健課) 2
	生活保護法による医療機関の変更の届出 (483) (〃) 2
	生活保護法による医療機関の廃止の届出 (484) (〃) 2
	生活保護法による指定医療機関の指定の辞退 (485) (〃) 2
	指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (486) (東部福祉保健事務所) 3
	指定居宅介護支援事業者の指定 (487) (〃) 3
	土地改良区の定款の変更の認可 (488) (農地・水保全課) 3
	国土調査の成果の認証 (489) (〃) 3
	特定非営利活動促進法による認定 (490) (西部総合事務所地域振興局) 3
	指定障害児通所支援事業者の廃止 (491) (西部総合事務所福祉保健局) 4
	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (492) (会計指導課) 4
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活安全企画課) 4
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) 5
	年少射撃資格の認定のための講習会の開催 (〃) 7
◇ 雑 報	行政書士試験の実施 (政策法務課) 7
	鳥取県市町村職員共済組合に係る平成26年度の決算の要旨 (地域振興課) 9

告 示

鳥取県告示第482号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
北浜歯科クリニック	鳥取市気高町北浜三丁目 77-8	平成 27 年 5 月 7 日

鳥取県告示第483号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	変更年月日
みはらクリニック	東伯郡湯梨浜町大字田後 222-1	平成 27 年 6 月 1 日

鳥取県告示第484号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
北浜歯科クリニック	鳥取市気高町北浜三丁目 3	平成27年5月6日
医療法人社団 石田クリニック	倉吉市鍛冶町一丁目2911-24	平成27年5月31日

鳥取県告示第485号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関の指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	辞退年月日
----	-----	-------

橋本歯科医院	鳥取市国府町新通り三丁目348-1	平成27年6月30日
--------	-------------------	------------

鳥取県告示第486号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成27年7月7日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社 アキラス	鳥取市河原町 布袋163-2	まどか	鳥取市西円通寺139-1	就労継続支援A型	平成27年7月31日

鳥取県告示第487号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年7月7日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社和みの郷	和みの郷 居宅介護支援事業所	鳥取市商栄町271-5	平成27年7月1日

鳥取県告示第488号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、福部土地改良区の定款の変更を平成27年6月30日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第489号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
岩美郡岩美町	平成23年度及び 平成24年度	岩美町（大字陸上の一部 [1103]）の地籍図及び地籍簿	岩美町大字陸上の一部	平成27年7月7日
〃	平成24年度及び 平成25年度	岩美町（大字陸上の一部 [1202]）の地籍図及び地籍簿	岩美町大字陸上の一部	〃

鳥取県告示第490号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の認定を行ったので、同法第49条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成27年7月7日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 認定特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人本の学校
- 2 代表者の職名及び氏名
理事長 植田 康夫
- 3 主たる事務所の所在地
米子市新開二丁目3-10
- 4 認定の有効期間
平成27年7月1日から平成32年6月30日まで
- 5 認定特定非営利活動法人のホームページアドレス
<http://www.honnogakko.or.jp/>

鳥取県告示第491号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成27年7月7日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

設置者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止年月日	支援の種類
NPO法人陽なた	境港市夕日ヶ丘二丁目80	NPO法人陽なた	境港市夕日ヶ丘二丁目80	平成27年6月30日	児童発達支援

鳥取県告示第492号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成27年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

廃止年月日	住 所	名 称
平成27年 6月15日	倉吉市越殿町1409	鳥取中央農業協同組合本所
	倉吉市関金町大字大鳥居201	鳥取中央農業協同組合関金支所
	東伯郡三朝町大字本泉371	鳥取中央農業協同組合三朝支所
	東伯郡湯梨浜町大字園2202-1	鳥取中央農業協同組合泊支所
	東伯郡湯梨浜町大字久留26-1	鳥取中央農業協同組合羽合支所
	東伯郡湯梨浜町大字中興寺378	鳥取中央農業協同組合東郷支所
	東伯郡琴浦町大字赤碕1997-1	鳥取中央農業協同組合赤碕支所
	東伯郡琴浦町徳万558-1	鳥取中央農業協同組合東伯支所
	東伯郡北栄町江北792-2	鳥取中央農業協同組合北条支所
東伯郡北栄町大字由良宿561	鳥取中央農業協同組合大栄支所	

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成27年7月7日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

ア 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号又は 3 号に規定する者

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成27年 8 月 7 日 午前10時から 午後 3 時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		平成27年 8 月 4 日 午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	米子市上福原1266- 4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		平成27年 8 月 24 日 午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎 4 階第22会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4 時間30分

イ 経験者講習 3 時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を 1 時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号。以下「法」という。） 第 5 条の 5 第 1 項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成27年 7 月 7 日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成27年 8 月 2 日 午前 9 時から午前11時20分 まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市宮射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6 人
平成27年 8 月10日 午前 9 時から正午まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
平成27年 8 月24日 午前 9 時から正午まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成27年 8 月18日 午前10時から午後 3 時まで	岡山県岡山市北区御 津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6 人
平成27年 8 月25日 午前10時から午後 3 時まで	〃	〃	〃	〃
平成27年 8 月25日 午前 9 時から正午まで	岡山県真庭市仲間 1810 湯原国際クレー射撃場	〃	〃	3 人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第9条の14第1項の規定により年少射撃資格の認定のための講習会を次のとおり開催する。

平成27年7月7日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 開催の日時及び場所

(1) 開催日時 平成27年8月6日 午前10時から午後3時まで

(2) 開催場所 米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 4時間

(2) 講習課目

ア 空気銃の所持に関する法令

イ 空気銃の使用の方法

4 考査

講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 9,700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による鳥取県知事の委任に係る平成27年度鳥取県行政書士試験を次のとおり実施する。

平成27年7月7日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯 部 力

1 試験の日時

平成27年11月8日（日） 午後1時から午後4時まで

2 試験の場所

鳥取市湖山町南四丁目101 鳥取大学鳥取キャンパス

3 試験方法及び科目

次の事項につき筆記試験（(1)は択一式及び記述式、(2)は択一式）により行う。

なお、記述式は、40字程度で記述するものを出題する。

(1) 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成27年4月1日現在施行されているものに関して出題する。

(2) 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 提出書類

受験願書一式

イ 提出先及び提出方法

一般財団法人行政書士試験研究センター

試験案内及び受験願書とともに配布する宛先が印刷された封筒により簡易書留郵便で郵送すること。

ウ 受付期間

平成27年8月3日（月）から同年9月4日（金）まで

なお、平成27年9月4日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

エ 受験手数料

7,000円（納付方法については、試験案内を参照すること。）

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

イ 受付期間

平成27年8月3日（月）午前9時から同年9月1日（火）午後5時まで

なお、受付期間中にアの受験申込画面に接続中又は入力中の者であって、受験申込みを完了していないものは、受付期間の終了によりインターネットによる受験申込みができなくなるので注意すること（受付期間の最終日は受験申込画面の大変な混雑が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。）。

ウ 受験手数料及び納付方法

(ア) 受験手数料 7,000円

(イ) 納付方法

申込者本人名義のクレジットカード（VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エクスプレス及びDinersに限る。）による決済又はコンビニエンスストア（セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルKサンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びスリーエフに限る。）での払込みによること（払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。）。

5 問合せ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話 03-3263-7700

6 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者に対しては、障害の状態により必要な特例措置（点字試験を含む。）をとることがあるので、特例措置を希望する者は受験申込みに先立って5の問合せ先に必ず相談すること。

7 合格者の発表

試験の合格者については、平成28年1月27日（水）午前9時から一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に可否通知書を郵送する。

また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を掲載する。

8 試験案内及び受験願書の配布

(1) 郵送配布

140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角2号)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、イの請求先まで郵便で請求すること(平成27年8月28日(金)必着のこと。)

ア 配布期間 平成27年8月3日(月)から同月28日(金)まで

イ 請求先 〒100-8779 日本郵便株式会社銀座郵便局留
一般財団法人行政書士試験研究センター

(2) 窓口配布

ア 配布期間 平成27年8月3日(月)から同年9月4日(金)まで

イ 配布場所等

次の表の配布場所の欄に掲げる場所で、同表の配布時間の欄に定める時間(土曜日及び日曜日を除く。)に配布する。

配 布 場 所		配 布 時 間
鳥取県元気づくり総本部県民課	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎内	午前8時30分から 午後5時15分まで
鳥取県中部総合事務所地域振興局	倉吉市東巖城町2	〃
鳥取県西部総合事務所地域振興局	米子市糺町一丁目160	〃
鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局	日野郡日野町根雨140-1	〃
鳥取県行政書士会	鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階	午前9時から 午後5時まで

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第22条第2項の規定による報告を行ったので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年7月7日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 竹 内 敏 朗

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	計
4	14	1	12	31

2 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組合員の種別		一 般	市町村長	特定消防	任意継続	計
組 合 員(人)		6,309 (172)	19	730	174	7,232
給 料 月 額(千円)	長期	2,048,401 (51,601)	11,653	219,039		2,279,092
	短期	2,051,889 (52,833)	14,395	219,039	48,630	2,333,952
一人当たり給料月額(円)	長期	324,679 (300,006)	613,315	300,053		322,909
	短期	325,232 (307,168)	757,615	300,053	279,480	322,725

()は特別職を内書 項目ごとに四捨五入しているため計数が一致しない場合がある。

3 組合職員の数は、次のとおりである。(単位:人)

経理単位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	物 資	計
人 員	11	2	23	5	1	42

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨 (単位:千円)

経 理 区 分		短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
取 入	負担金	2,365,853	6,504,680		83,973	128,605				
	掛金	2,430,034	3,580,892			124,087				
	施設収入・商品売上						729,803			
	利息及び配当金	140		40,414	32	58	123	165,635		5
	その他の収入	260,820			27,539	10,071	34,347	15,348	34,850	16,475
	他経理から繰入				14,624		96,305			
	前年度支払準備金	318,860								
計	5,375,706	10,085,572	40,414	126,168	262,822	860,577	180,983	34,850	16,480	
支 出	給付	2,100,326								
	役職員給与				65,522	14,390	239,553	48,287		3,775
	旅費・事務費				5,159	2,377	3,936	4,583	366	1,488
	商品仕入						17,392			
	飲食材料費						179,079			
	委託費				1,067	2,231	19,058	1,594	24	13,166
	支払利息			40,414			5,115	88,248	31,261	
	前期高齢者納付金	1,174,534								
	後期高齢者支援金	803,827								
	老人保健拠出金	24								
	退職者給付拠出金	161,485								
	介護納付金	350,558								
	連合会払込金・連合会拠出金	267,432							1,831	
	その他の支出	3,879	10,085,572		56,728	164,247	395,445	21,746	1,561	830
	他経理へ繰入	14,624				96,305				
次年度支払準備金	312,996									
計	5,189,686	10,085,572	40,414	128,475	279,550	859,578	164,459	35,042	19,259	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	186,020	0	0	△ 2,307	△ 16,729	1,000	16,524	△ 192	△ 2,779	

項目ごとに四捨五入しているため計数が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分		短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
資 産	流動資産	934,692	576,345	102,424	129,375	256,255	729,677	2,468,050	37,593	22,274
	固定資産			1,623,783	394	82	2,312,378	9,093,740	1,166,924	
	繰延資産									
資 産 合 計		934,692	576,345	1,726,207	129,768	256,337	3,042,055	11,561,790	1,204,517	22,274
負 債	流動負債	221,783	576,345		2,594	15,017	56,478	10,734,647	151	359
	固定負債	312,996		1,726,207	93,049	63,001	394,755	1,435	1,192,196	3,899
負 債 合 計		534,779	576,345	1,726,207	95,643	78,018	451,233	10,736,082	1,192,347	4,258
純 資 産	資本剰余金						2,516,242			
	利益剰余金又は欠損金(△)	399,913			34,125	178,319	74,579	825,708	12,170	18,016
	純 資 産 合 計	399,913	0	0	34,125	178,319	2,590,821	825,708	12,170	18,016
負 債 ・ 純 資 産 合 計		934,692	576,345	1,726,207	129,768	256,337	3,042,055	11,561,790	1,204,517	22,274

項目ごとに四捨五入しているため計数が一致しない場合がある。